

知っておきたい貸付情報

募集期間
平成29年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の
チャンスです！

厚生係

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万が一のために・・・

対象貸付けの借受人のうち、すでに約8割の方が加入されています。(平成28年度末時点)

だんしん

とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に万が一死亡したり、**所定の障害状態**となった場合に、**貸付金残高相当額が保険金として支払われる**制度です。

債務返済支援保険

とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害となった**場合、毎月の**返済金相当額（平均返済月額）が保険金として3年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は・・・

(例)

だんしん	貸付金残高	⇒	9,600円／年
	500万円の場合		(800円／月)

* 返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎月低減します。

* 保険料充当金は見直される場合があります。

債務返済	平均返済月額	⇒	3,636円／年
	3万円の場合		(303円／月)

* 保険料充当金は見直される場合があります。

<申し込みについて>

10月に該当者には、別途通知します。

※「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込む必要があります。

※制度内容等詳細については、「団信制度適用申込の手引」をご一読ください。



※貸付事業キャラクター「おたすケロ」

償還表の送付について

厚生係

毎年、借受人に対して貸付の状況をお知らせするために、償還表（各貸付1頁目のみ）を送付しています。今年度も9月に送付しましたが、お手元に届いているでしょうか。現在の借入状況等の確認にご利用ください。

なお、償還表は**繰上返済**をする時や、**新たな借入等**をする時にも必要になりますので、大切に保管してください。

住宅借入金等の年末残高証明書の送付について

厚生係

住宅の新築・購入等のために住宅貸付けを受けた場合、一定の要件に該当したときに、居住の用に供した年以後各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

共済組合では、当該特別控除を受ける際に必要となる「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書**」を所属長を通じて送付しますので、使用時期まで大切に保管してください。

借入年月	送付時期	使用時期
平成15年1月 ～ 平成28年12月	平成29年10月下旬～11月中旬 ※ 平成15年1月以前に借入された方で控除対象になっている方は、厚生係までご連絡ください。	年末調整時
平成29年1月～12月	平成29年12月下旬～平成30年1月中旬	確定申告時

※当該特別控除に係る詳細及び手続等については、最寄りの税務署にお尋ねください。

知っておきたい年金情報

前回までは、主に被用者年金一元化の制度改正等についての記事を掲載してきましたが、今回からは、公的年金制度の概要や各厚生年金保険給付についての記事を掲載していきます。

公的年金制度の概要について

年金給付係

地方公務員の共済年金制度は、社会保険たる公的年金制度としての性格を有するとともに、公務員制度の一環として、地方公務員とその遺族の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、統一的な年金制度として、昭和37年12月1日に施行されました。

平成27年10月からは、被用者年金制度が一元化され、地方公務員も厚生年金保険に加入することになりました。

現在、公立学校共済組合の組合員の皆さんは以下のように2つの公的年金制度と公務員特有の制度に加入しています。

図1：年金制度の全体像（平成29年4月1日現在）

企業年金等 (3階)	企業年金等	年金払い退職給付(平成27年10月以降の期間)			
		経過的職域加算額(平成27年9月までの期間)			
被用者 年金制度 (2階)	国民年金基金等	厚生年金(老齢・障害・遺族)			
		第1号厚生年金	第2号厚生年金	第3号厚生年金	第4号厚生年金
国民年金制度 (1階)	基礎年金(老齢・障害・遺族)				
	第1号被保険者	第2号被保険者			第3号被保険者
職種等	自営業者 学生等	民間会社 サラリーマン	国家公務員	地方公務員 (公立学校共済組合)	私立学校教職員 第2号被保険者の 被扶養配偶者

1階部分（国民年金制度）

基礎年金：全国民に共通する国民年金制度で1階部分と呼ばれます。「国民皆年金制度」が導入された昭和61年4月1日以降は、20歳から60歳までの全国民に国民年金への加入が義務づけられています。

2階部分（被用者年金制度）

厚生年金：被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度で2階部分と呼ばれます。被用者を対象とした報酬比例の年金を支給する制度です。民間サラリーマン等を対象とする「厚生年金」、公務員等を対象とする「共済年金」に分かれていましたが、平成27年10月に厚生年金に一元化されました。

3階部分（公務員特有）

年金払い退職給付（退職等年金給付）：被用者年金制度一元化を機に創設された公務員特有の制度です。（平成27年10月以降の期間が対象）

経過的職域加算額（経過措置）：被用者年金制度一元化前の公務員期間に係る給付です。（平成27年9月までの期間が対象）

厚生年金は、職種に応じて、種別と実施機関が図2のとおり定められています。

各厚生年金期間に係る年金記録は、対応する実施機関が管理し、その期間の年金については、該当の実施機関が決定・支給します。

例えば、民間サラリーマン等の期間に係る第1号厚生年金については、日本年金機構が決定・支給し、地方公務員等の期間に係る第3号厚生年金については、所属する各地方公務員共済組合が決定・支給します。

なお、公務員期間の第2・3号厚生年金の期間が複数ある場合の決定・支給については、原則として最後に所属した共済組合が行うこととなっています。

図2：厚生年金の種別と実施機関

厚生年金の種別 被用者年金制度 (2階)	厚生年金			
	第1号厚生年金	第2号厚生年金	第3号厚生年金	第4号厚生年金
加入者	民間会社の サラリーマン (期限付き職員等)	国家公務員等	地方公務員等 (公立学校教職員を含む)	私立学校教職員等
年金を決定・支給 する実施機関	日本年金機構 (年金事務所)	各国家公務員 共済組合	各地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)	日本私立学校 振興・共済事業団

年金には以下の図3とおり3つの種類があります。受給するためには、一定の受給要件を満たす必要があります。

図3：年金の種類

種類	被用者年金 (厚生年金)		国民年金 (基礎年金)
	名称	給付事由	名称
老齢	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり 支給開始年齢に達したときに支給される年金	老齢基礎年金
障害	障害厚生年金	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により、 一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
遺族	遺族厚生年金	被保険者又は被保険者であった者が 死亡したときに遺族に支給される年金	遺族厚生年金

基礎年金番号について

現在、年金関係の各種手続きの際には、基礎年金番号を使用しています。

組合員の方が、異動等により他の共済組合に転出又は他の共済組合から公立学校共済組合へ転入した際にも、年金記録を引き継がせるために、各種届出書に基礎年金番号の記載が必要になります。

また、組合員の配偶者（20歳以上60歳未満の方）を被扶養者として認定又は取消しする際にも、第3号被保険者届出関係の手続きにおいて、基礎年金番号の記載が必要となります。

日頃から、基礎年金番号が記載されている年金手帳や基礎年金番号通知書については大切に保管しておきましょう。

なお、公立学校共済組合員の方に送付される、「ねんきん定期便」や「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」にも基礎年金番号は記載されていますので、併せて確認・保管をお願いします。